

事務連絡

平成31年2月28日

(一社) 住宅リフォーム推進協議会 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅政策課

住宅企画官付

住宅生産課

建築指導課

税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除について

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

先般、パブリックコメント（別添参照）を行いました、税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除について、下記のとおり告示及び通達の改正を行い、平成31年4月1日より措置することとしておりますので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、本事務連絡をご周知願います。

記

以下の告示及び通達において、建築士等の個人の住所情報を記載する欄を削除する。

<告示>

○増改築等工事証明書

- ・昭和63年建設省告示第1274号（所得税（住宅ローン減税）等）
- ・平成24年国土交通省告示第391号（贈与税）
- ・平成24年国土交通省告示第394号（贈与税（東日本大震災関連））

○耐震基準適合証明書

- ・平成17年国土交通省告示第385号（不動産取得税）
- ・平成21年国土交通省告示第685号（所得税（住宅ローン減税）、贈与税等）
- ・平成23年国土交通省告示第1292号（贈与税（東日本大震災関連））

- 認定長期優良住宅建築証明書
 - ・平成 21 年国土交通省告示第 833 号（所得税）
- 認定低炭素住宅建築証明書
 - ・平成 24 年国土交通省告示第 1383 号（所得税）
- 住宅性能証明書
 - ・平成 24 年国土交通省告示第 390 号（贈与税）
 - ・平成 24 年国土交通省告示第 393 号（贈与税（東日本大震災関連））
- 耐震基準適合証明申請書・仮申請書
 - ・平成 26 年国土交通省告示第 430 号（所得税（住宅ローン減税）、贈与税）
 - ・平成 26 年国土交通省告示第 438 号（贈与税（東日本大震災関連））
- 固定資産税減額証明書
 - ・平成 26 年国土交通省告示第 417 号（固定資産税（非住宅耐震））

<通達>

- 増改築等工事証明書
 - ・昭和 59 年建設省住民発 32 号（登録免許税（一般住宅特例、買取再販））
 - ・平成 26 年国住政第 167 号（登録免許税（買取再販））
 - ・平成 27 年国住政第 115 号（不動産取得税（買取再販））
 - ・平成 27 年国住政第 116 号（不動産取得税（買取再販））
- 耐震基準適合証明書
 - ・昭和 59 年建設省住民発 32 号（登録免許税（一般住宅特例、買取再販））（再掲）
 - ・平成 27 年国住政第 115 号（不動産取得税（買取再販））（再掲）
- 耐震改修証明書
 - ・平成 26 年国住指第 60 号（所得税、法人税（非住宅耐震））

※以上の告示又は通達の改正後も、経過措置として、当分の間は従前の様式によることを可能とする予定です。

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅企画官付

電話：03-5253-8111（代表）

担当：三宅・竹田（内線39255）

税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除
に関する意見の募集について

平成30年7月6日
国土交通省住宅局

国土交通省では、別紙のとおり、税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除を検討しています。つきましては、広く国民の皆様から、この案に対する御意見を以下の要領で募集いたします。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除について

2. 意見募集期間

平成30年7月6日（金）から平成30年8月5日（日）まで（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。この場合、提出していただく電子メール、FAX及び郵送には、必ず「税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除について」と明記してください。

(1) 電子メールアドレスの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：hqt-juusei@ml.mlit.go.jp

国土交通省住宅局住宅政策課 パブリックコメント担当 宛

(2) FAXの場合

FAX番号：03-5253-1627

国土交通省住宅局住宅政策課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅政策課 パブリックコメント担当 宛

4. 注意事項

- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。
- いただいた御意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対しては個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨御了承願います。
- いただいた御意見の内容につきましては、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。

国土交通省住宅局住宅政策課 パブリックコメント担当 宛

「税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除」等
に関するパブリックコメントの募集について

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分 :)

税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除について
(概要)

1. 背景

現行、長期優良住宅や耐震リフォーム等に係る税制特例の適用を受ける場合、申請者は、各特例の要件に該当する家屋や工事内容であることを証明する書類を建築士等に発行してもらい、手続きの際に税務署等へ提出することが求められている。

当該証明書には、証明主体を明確にするため、証明主体の詳細情報の記載欄が設けられており、証明主体が建築士の場合は、氏名、住所、登録番号等を記載することとなっている。

当該住所は建築士個人の住所（建築士法第5条の2の規定による届出を行ったもの）を記載する必要があるところ、証明書は税制特例を受ける申請者に発行し、その上で申請者より税務署等に提出されるため、建築士個人の住所情報が申請者の目に触れてしまうことになる。

今般、昨今の個人情報保護の重要性の高まりを踏まえ、当該証明書を定める告示等の改正により、建築士等の個人の住所情報を記載する欄を削除することとする。

2. 概要

(1) 下記の告示及び通達において、建築士等の個人の住所情報を記載する欄を削除する。

<告示>

○増改築等工事証明書

- ・昭和63年建設省告示第1274号（所得税（住宅ローン減税）等）
- ・平成24年国土交通省告示第391号（贈与税）
- ・平成24年国土交通省告示第394号（贈与税（東日本大震災関連））

○耐震基準適合証明書

- ・平成17年国土交通省告示第385号（不動産取得税）
- ・平成21年国土交通省告示第685号（所得税（住宅ローン減税）、贈与税等）
- ・平成23年国土交通省告示第1292号（贈与税（東日本大震災関連））

○認定長期優良住宅建築証明書

- ・平成21年国土交通省告示第833号（所得税）

○認定低炭素住宅建築証明書

- ・平成24年国土交通省告示第1383号（所得税）

○住宅性能証明書

- ・平成24年国土交通省告示第390号（贈与税）
- ・平成24年国土交通省告示第393号（贈与税（東日本大震災関連））

- 耐震基準適合証明申請書・仮申請書
 - ・平成26年国土交通省告示第430号（所得税（住宅ローン減税）、贈与税）
 - ・平成26年国土交通省告示第438号（贈与税（東日本大震災関連））
- 固定資産税減額証明書
 - ・平成26年国土交通省告示第417号（固定資産税（非住宅耐震））

<通達>

- 増改築等工事証明書
 - ・昭和59年建設省住民発32号（登録免許税（一般住宅特例、買取再販））
 - ・平成26年国住政第167号（登録免許税（買取再販））
 - ・平成27年国住政第115号（不動産取得税（買取再販））
 - ・平成27年国住政第116号（不動産取得税（買取再販））
- 耐震基準適合証明書
 - ・昭和59年建設省住民発32号（登録免許税（一般住宅特例、買取再販））（再掲）
 - ・平成27年国住政第115号（不動産取得税（買取再販））（再掲）
- 耐震改修証明書
 - ・平成26年国住指第60号（所得税、法人税（非住宅耐震））

(2) その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布　：　平成30年10月
施行　：　平成30年10月